

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 3 年 12 月 23 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第 5 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の派遣に関する規則（平成 19 年新潟県後期高齢者
医療広域連合規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「S. H」を削る。

様式第 3 号中「平成」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。